

(介護報酬単位×地域区分単価10.90円×30日、小数点以下切り捨て)

■入居一時金などの初期費用は必要ありません。入居後に月額費用として、介護サービス費と生活費(居住費・食費・その他日常生活費等)を自己負担することになります。

■年金などの所得に応じて、段階的な減額制度があります。(介護サービス費・居住費・食費)

収入段階による負担軽減を受けるためには区市町村へ申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。要介護度とともにご自身の収入段階をご確認ください。(H28.8より遺族年金・障害年金といった非課税年金も収入に含めて判定します)

第4段階 世帯課税者	第3段階 世帯非課税者で 年収800,000円 以上	第2段階 世帯非課税者で 年収800,000円 以下	第1段階 生活保護または 老齢福祉年金受給者
---------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------

■ただし、以下に該当する場合は、『食費』『居住費』のみ負担軽減の対象外(4段階)となります。(『介護サービス費』は負担軽減の対象外とはなりませんのでご注意ください。(以下、高額介護サービス費の項目参照))

- ・預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合
- ・配偶者が課税されている場合(世帯が同じかどうかは問わない)

■介護サービス費(1割負担)の料金は次の表の通りとなります。

介護度	介護サービス費用月額(10割)		利用者1割負担額	※1 高額介護サービス費 適用後			
	本体部分	※2 加算額		世帯課税者	世帯非課税者等	老齢福祉年金等	
要介護1	¥207,972	¥64,375	¥27,235	第4段階 同左	第3段階 ¥24,600	第2段階 ¥15,000	第1段階 ¥15,000
要介護2	¥229,881	¥66,185	¥29,607				
要介護3	¥253,752	¥68,169	¥32,192				
要介護4	¥275,661	¥69,989	¥34,565				
要介護5	¥297,570	¥71,809	¥36,938				

※1 高額介護サービス費とは

介護サービスの費用は1割負担です。1割負担の合計額が一定の上限を超えた場合に、それを超えた分を申請すれば支給されます。支給のタイミングは約4か月後となります。また一定以上所得がある場合は2割負担となります(別紙料金表参照)。

※2 加算額とは

常勤医師配置加算1日272円、個別機能訓練加算1日130円、精神科医師配置加算1日54円、栄養マネジメント加算1日152円、日常生活継続支援加算1日501円、看護体制加算(Ⅰ)1日43円、看護体制加算(Ⅱ)1日87円、夜勤職員配置加算1日196円、口腔衛生管理体制加算1日327円、褥瘡ケアマネジメント加算1日109円、介護職員処遇改善加算1月20,884円・28,318円、となります。(利用者負担は、この1割となり、上表はここまでの加算額で記載しております)

他に、外泊時費用(入院含む)1日2,681円(月に最大6日間)、初期加算1日327円(30日)、経口移行加算1日305円、経口維持加算1日4,360円か1,090円、療養食加算1食65円(1日3食を限度)、認知症専門ケア加算1日32円か43円、若年性認知症入所者受入加算1日1,308円、看取り介護1日1,569円(最大30日間、苑の場合最後の2日間7,412円、最終日13,952円)、口腔衛生管理加算1月981円、在宅復帰支援機能加算1日109円、在宅・入所相互利用加算1日436円、認知症行動・心理症状緊急対応加算1日2,180円(7日間を限度)、配置医師緊急時対応加算1回7,085円か14,170円、排泄支援加算1月1,090円、低栄養リスク改善加算1月3,270円、再入所時栄養連携加算1回4,360円が該当者に別途加算されます。(利用者負担は、この1割となります)

■居住費と食費については、次の表の通りとなっております。

居住費及び食費は自己負担ですが、低所得者の方に対して、居住費や食費を補助する仕組みがあります。第1段階～第3段階の認定証をお持ちの方は、減額制度として支払上限が設定され、基準額(ユニット型個室居住費1日1,970円、食費1,380円)との差額は保険から給付されます。

	居 住 費				食 費			
	世帯課税者	世帯非課税者等		老齢福祉年金等	世帯課税者	世帯非課税者等		老齢福祉年金等
	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
個室	¥63,000 (1日¥2,100)	¥39,300 (1日¥1,310)	¥24,600 (1日¥820)	¥24,600 (1日¥820)	¥44,400 (1日¥1,480)	¥19,500 (1日¥650)	¥11,700 (1日¥390)	¥9,000 (1日¥300)

■介護サービス費(1割負担)と居住費・食費負担額を合わせた負担額は次の通りです。(高額介護サービス適用後の月額)

介護度	世帯課税者	世帯非課税者等		
	第4段階 個室	第3段階 個室	第2段階 個室	第1段階 個室
要介護1	¥134,635	¥83,400	¥51,300	¥48,600
要介護2	¥137,007			
要介護3	¥139,592			
要介護4	¥141,965			
要介護5	¥144,338			

◎『食費』『居住費』は負担軽減の対象外(4段階)、且つ『介護サービス費』が第3・2・1段階のいずれかの場合、上記の合計額とは異なります。詳細は担当者へご確認ください。

◎別途、その他日常生活費(理美容、特別食等)、医療費、嗜好品・日用品などが個人負担となります。

◎空き部屋へのご入居となりますので、居室位置のご希望を優先することが出来ません。また、医療依存度の高い方、認知症症状などにより、居室を変更していただく場合がありますのでご承知おきください。

(介護報酬単位×地域区分単価10.90円×30日、小数点以下切り捨て)

■入居一時金などの初期費用は必要ありません。入所後に月額費用として、介護サービス費と生活費(居住費・食費・その他日常生活費等)を自己負担することになります。

■介護サービス費(2割・3割負担分)の料金は次の表の通りとなります。

介護度	介護サービス費用月額(10割)		利用者負担額		※1 高額介護サービス費 上限額 世帯課税者
	本体部分	※2 加算額	2割	3割	
要介護1	¥207,972	¥64,375	¥54,469	¥81,704	第4段階 ¥44,400
要介護2	¥229,881	¥66,185	¥59,213	¥88,820	
要介護3	¥253,752	¥68,169	¥64,384	¥96,576	
要介護4	¥275,661	¥69,989	¥69,130	¥103,695	
要介護5	¥297,570	¥71,809	¥73,876	¥110,814	

※1 高額介護サービス費とは

一ヶ月に支払った利用者負担の合計が上限を超えた場合、申請により超えた分が支給されます。支給のタイミングは約4ヶ月後となります。

※2 加算額とは

常勤医師配置加算1日272円、個別機能訓練加算1日130円、精神科医師配置加算1日54円、栄養マネジメント加算1日152円、日常生活継続支援加算1日501円、看護体制加算(Ⅰ)1日43円、看護体制加算(Ⅱ)1日87円、夜勤職員配置加算1日196円、口腔衛生管理体制加算1月327円、褥瘡ケアマネジメント加算1月109円、介護職員処遇改善加算1月20,884円~28,318円、となります。(利用者負担は、この2割または3割となり、上表はここまでの加算額で記載しております)
他に、外泊時費用(入院含む)1日2,681円(月に最大6日間)、初期加算1日327円(30日)、経口移行加算1日305円、経口維持加算1月4,360円か1,090円、療養食加算1食65円(1日3食を限度)、認知症専門ケア加算1日32円か43円、若年性認知症入所者受入加算1日1,308円、看取り介護1日1,569円(最大30日間、苑内の場合最後の2日間7,412円、最終日13,952円)、口腔衛生管理加算1月981円、在宅復帰支援機能加算1日109円、在宅・入所相互利用加算1日436円、認知症行動・心理症状緊急対応加算1日2,180円(7日間を限度)、配置医師緊急時対応加算1回7,085円か14,170円、排泄支援加算1月1,090円、低栄養リスク改善加算1月3,270円、再入所時栄養連携加算1回4,360円が該当者に別途加算されます。(利用者負担は、この2割または3割となります)

■居住費と食費については、次の表の通りとなっております。

居住費及び食費は介護保険給付の対象外のため、自己負担となります。

居 住 費		食 費	
個室	世帯課税者	世帯課税者	
	第4段階	第4段階	
	¥63,000 (1日¥2,100)	¥44,400 (1日¥1,480)	

■介護サービス費(2割・3割負担)と居住費・食費負担額を合わせた負担額は次の通りです。(高額介護サービス適応後の月額)

介護度	世帯課税者
	第4段階
個室	¥151,800
要介護1	
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

◎別途、その他日常生活費(理美容、特別食等)、医療費、嗜好品・日用品などが個人負担となります。

◎空き部屋へのご入居となりますので、居室位置のご希望を優先することが出来ません。また、医療依存度の高い方、認知症症状などにより、居室を変更していただく場合がありますのでご承知おください。